



平成 20 年 5 月 28 日

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2.(3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

照会の対象となる法令は、貸金業法第 2 条第 1 項、同法第 3 条第 1 項、及び同法第 11 条第 1 項です。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、独法人 (以下「 A 」といいます) を持株会社とする企業集団（別紙組織図参照）の中で、日本法人の持株会社としての地位を有する会社です。照会者は、企業集団の資金の効率的配分の観点から、照会者の子会社（

(以下「 B 」といいます)、

(以下「 C 」といいます) 及び兄弟会社 ((以下「 D 」といいます)、 (以下「 E 」といいます)) に対して、資金の貸付を行っております。

照会者は、現在、貸金業登録を有しておりますが、上位資金貸付のうち、上記兄弟会社（「 D 」及び「 E 」）に対して、貸付を行うことは、貸金業法第 2 条第 1 項に規定する「業として行う」貸付に該当しないことから、照会者は、貸金業法第 3 条第 1 項に定める貸金業登録を受けずとも、実施可能であることを確認させて頂きたく存じます。

尚 照会者は照会者から兄弟会社（「D」及び「E」）への貸付は、貸金業法第2条第1項に規定する「業として行う」貸付けに該当しないとご回答いただけた場合には照会者は、貸金業登録を返上させていただく予定です。

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

貸金業法第3条第1項は、「貸金業」を営もうとする者は、貸金業登録を必要とする旨を規定していますが、貸金業法第2条第1項によれば、貸金業法における「貸金業」とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（…中略…）で業として行うものをいう」と定義されています。

上記「貸金業」の定義における「業として行うもの」とは、一般に、「反復継続して社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものである場合」を指すものと解されています（財團法人大蔵財務協会編「新訂実例問答式・貸金業法のすべて」23頁）。

「貸金業」の定義における「業として行う」の解釈に関連して、上記文献「新訂実例問答式・貸金業法のすべて」23頁では、「資本上の親子関係を有する業者間で、当該関係を有することに関連して行われる貸付けであれば、法第2条第2項本文に規定する『業として行う』貸付けには該当しない（58.11.2 事務連絡）が、資本上の親子関係を有しない貸付は、本法でいう金銭の貸付けに当たり登録が必要である」とされています。

上記文献の趣旨は、「貸金業」に該当しない貸付を親子会社間の貸付に限定するものではなく、資金需要者の保護という貸金業法の規制目的から同法を適用させる必要がない企業集団の貸付については、「貸金業」に該当しない貸付がありえることを示唆したものと理解されます。すなわち、「同一企業内の事業部間の資金移動が『貸金業』に該当しないことは異論がないと思われるところ、ある企業から別の企業に対し反復継続して資金の貸付があつても、それが実質的に同一企業内の事業部間の資金移動と同視できるような態様で行われる場合には、借入人に独立の保護されるべき利益を観念する必要性が乏しいこともあり、原則として資金需要者等の利益保護や国民経済の適切な運営の観点から問題がなく社会的に相当でありかつ正当な取引と考えられる」ためです（小田大輔「CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の適法性に関する考察」金融法務事情1820号34頁参照）。

照会者と兄弟会社（「D」及び「E」）がAにより全株式又は8割を超える議決権を保有される子会社であることからすれば（Aの持株比率：照会者=100%、D=85%、E=90%）、照会者から上記兄弟会社（「D」及び「E」）への貸付は、実質的にAという企業内の事業部間の資金移動と同視できるような態様で

行われる場合と考えられます。上記小田論文においても、「実質的に同一企業内の資金移動と同視できる場合とは、…同一の企業に実質的に支配されている企業間で貸付が行われる場合などが考えられ、その典型が、会社法2条3号・4号及び会社法施行規則3条に定める…子会社間の貸付であると解される」としております。

また、親子会社間の貸付け行為に関連して貴庁に対して既に2件の法令適用事前確認手続がなされており、いざれも貴庁より貸金業登録が不要である旨の回答（回答日：平成13年10月28日、平成18年7月21日）がなされています。

これらの回答により、企業内資金の効率的運用の観点から親子会社間での貸付を行うことは「貸金業」に該当しないということになると想えますが、照会者から A に対して貸付を行い、更に A から D 及び E に対して貸付を行うことは、それぞれ親子会社間での貸付であることから、「貸金業」に該当しないと考えられるのに対し、照会者から D 及び E に対して直接貸付を行うことは、「貸金業」に該当するとすることは、目的や効果が全く同一であるのにもかかわらず、「貸金業」該当性の判断につき結論を異にすることになり、妥当でないと解されます。

以上より、照会者としては、照会者から兄弟会社（「 D 」及び「 E 」）への貸付は、「業として行う」貸付けではなく、照会者は、貸金業法第3条第1項に定める貸金業登録を受けることなく実施可能であると考える次第です。

以上

資本構成

